

那珂市市民投票条例（案）に対する意見を募集した結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成27年1月9日（金）～平成27年2月9日（月）

(2) 閲覧及び意見募集方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市市民協働課での閲覧
- ・ 那珂市役所お知らせコーナー（本庁舎1階）での閲覧
- ・ 那珂市役所瓜連支所（瓜連支所1階）での閲覧
- ・ 那珂市立図書館 行政資料コーナーでの閲覧
- ・ ふれあいセンターよこぼりでの閲覧
- ・ ふれあいセンターごだいででの閲覧
- ・ ふれあいセンターよしのででの閲覧
- ・ 総合センターらぼーるでの閲覧
- ・ 額田地区交流センターでの閲覧
- ・ 菅谷地区交流センターでの閲覧
- ・ 戸多地区交流センターでの閲覧
- ・ 木崎地区交流センターでの閲覧

(3) 閲覧等の概要

- ・ ホームページへのアクセス 143件

(4) (案)に対する意見（コメント）、質問等 3件

No.	意見（概要）	市の考え方
1	<p>議会の役割を補完するものとして、市民投票条例（案）の制定に賛成します。</p> <p>市議会は、本来市民の意思を決定する機関としてありますが、それを構成する議員の選挙における市民の投票は、市政の広範な政策に対する議員の意思を比較して包括的に選ぶものであって、個々の政策に対する市民の意向を問うには充分とは言えません。特に、後戻りの出来ない市政上重要な施策の方向性を決めるにあたっては、直接、市民にその是非を問うべきと思います。</p> <p>市民投票の実施にあたっての投票権は、これからの未来を担う、若い人の意向を取り入れていただきたいと思います。</p>	<p>広く意見を取り入れるため、投票資格者の年齢を「満18年以上の日本国籍を有する者」と「満18年以上の永住外国人」に規定しています。</p>
2	<p>市民1人1人の声が市政に反映できるため、この制度はとてもよいと思います。</p>	<p>市民投票制度は、市民の意思を確認することができる制度であるとともに、市議会及び市にとっては、より一層、市民の意思を反映した市政運営が期待される制度でもあると捉えています。</p>
3	<p>市民が参加できる良い制度だと思います。</p>	